

香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）第32条第1項に規定する指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年7月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 対象施設

(1) 県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）

(2) 名称及び位置

県営住宅天神前団地	高松市亀岡町
県営住宅昭和団地	〃 扇町
県営住宅松島団地	〃 松島町
県営住宅勅使団地	〃 勅使町
県営住宅上天神団地	〃 上天神町
県営住宅太田団地	〃 太田上町
県営住宅屋島団地	〃 高松町
県営住宅礼場団地	〃 木太町
県営住宅一宮団地	〃 一宮町及び寺井町
県営住宅高松元山団地	〃 元山町
県営住宅木太コーポラス団地	〃 木太町
県営住宅木太川西団地	〃 木太町
県営住宅西春日団地	〃 西春日町
県営住宅屋島西団地	〃 屋島西町
県営住宅屋島東団地	〃 高松町
県営住宅植松団地	〃 植松町
県営住宅牟礼団地	〃 牟礼町
県営住宅香川団地	〃 香川町
県営住宅国分寺団地	〃 国分寺町
県営住宅丸亀城東団地	丸亀市城東町
県営住宅丸亀安達団地	〃 土器町
県営住宅丸亀塩屋団地	〃 塩屋町
県営住宅飯山団地	〃 飯山町
県営住宅坂出府中団地	坂出市府中町
県営住宅善通寺団地	善通寺市生野町
県営住宅常磐団地	観音寺市村黒町
県営住宅志度団地	さぬき市志度
県営住宅宇多津団地	綾歌郡宇多津町
県営住宅新宇多津団地	〃 〃 浜
県営住宅多度津団地	仲多度郡多度津町京町

2 管理の基準

- (1) 関係法令及び条例等を遵守し、適正に県営住宅等の管理を行うこと。
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

- (3) 業務を一括して第三者へ委託しないこと。
- (4) 業務に関連して取得した個人情報を適正に取り扱うこと。
- (5) 業務に関連して知り得た秘密を守ること。
- (6) 業務に関して保有する情報の公開を適切に行うこと。
- (7) 文書の管理及び保存を適切に行うこと。

3 業務の内容

- (1) 県営住宅の入居者の入居・退去等に関する業務
 - ア 県営住宅の入居者の募集・入居・退去に関する業務
 - イ 家賃及び駐車場使用料等の算定・減額・収納・納入指導等に関する業務
 - ウ 各種申請書・届出等の受付及び相談に関する業務
 - エ 入居者からの苦情処理等その他県営住宅等の管理運営に関する業務
- (2) 県営住宅等の維持修繕・保守管理に関する業務

4 指定予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

5 申請資格等

法人その他の団体であることその他の募集要項に記載した申請資格及び申請条件を満たすこととする。詳細については、7の(1)で配布する募集要項を参照すること。

6 申請方法

(1) 提出書類

指定申請書、事業計画書その他の募集要項で定める書類を添付して提出すること。詳細については、7の(1)で配布する募集要項を参照すること。

(2) 申請書類の受付期間

令和2年9月18日（金曜日）から同月30日（水曜日）まで（持参の場合には、香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、令和2年9月30日（水曜日）午後5時必着とする。

(3) 提出先及び問合せ先

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県土木部住宅課（県庁東館7階） 県営住宅グループ

電話番号087-832-3581

7 その他

(1) 募集要項の配布等

6の(3)の場所で、令和2年7月28日（火曜日）から同年9月30日（水曜日）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで配布する。

なお、郵送を希望する場合には、6の(3)の場所宛てに令和2年9月24日（木曜日）午後5時必着で、表に「県営住宅等指定管理者募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（定型外角型2号A4判用封筒であって、宛先を明記し、切手390円分を貼り付けたもの）を同封の上、請求すること。

また、香川県ホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/jinji/shitei/>）からも入手することができる。

(2) 現地説明会の日時及び場所

令和2年8月7日（金曜日）午前10時 香川県庁東館2階 県庁ホール

(3) 指定管理者の指定方法

申請者から提出された事業計画書等により、指定管理者評価委員会による一次評価（書類）及び二次評価（プレゼンテーション）を実施した上で、指定管理者の候補者を選定した後、香川県議会の議決を経て指定する。

(4) その他

詳細は、募集要項による。